

【大阪府から医療関係団体様へのお知らせ】

**大阪府一部負担金相当額等一部助成の取扱いが、
一部変更となります**

平成20年4月から、大阪府独自の福祉医療助成制度である「一部負担金相当額等一部助成」（65歳以上で一定の要件に該当する方が対象）の証及び請求方法などについて下記のとおり変更します。

- 「一部負担金相当額等一部助成」証明書から「一部負担金相当額等一部助成」医療証に変更します。
※裏面【別紙 平成20年4月以降の老人医療費助成に係る証の取扱いについて】
- 一部負担金相当額等一部助成に法別番号を附与します。
（対象者の助成の資格要件により番号を附与し「87」「88」「89」「90」の4番号とします。）
- 平成20年4月診療分から「一部負担金相当額等一部助成費請求書」による別様式の請求事務を廃止し、「公費（一部負担金相当額等一部助成）との併用明細書」に請求方法を変更します。

なお、本助成に係る「医療証」、「法別番号」に関すること及び診療報酬明細書の記載方法等詳細については、平成20年1月を目途に改めてお知らせします。

（お問い合わせ先）

大阪府健康福祉部国民健康保険課福祉医療グループ
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL 06-6941-0351（代表）内線 2475、2476
FAX 06-6944-6684

平成20年4月以降の老人医療費助成に係る証の取扱いについて

